政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十六号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第一項、第八項及び第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を第九条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置）」を付する。

第四条の次に次の三条を加える。

（平成二十六年改正法附則第十条第一項の政令で定める額）

第五条　平成二十六年改正法附則第十条第一項の政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する後納保険料（次項及び第七条において「後納保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る国民年金の保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。

平成二十二年度	○・○五三
平成二十三年度	○・○三三
平成二十四年度	○・○一六

2　厚生労働大臣は、後納保険料の納付に係る期間の各月の国民年金の保険料に相当する額に前項に規定する額を加算した額（後納保険料を納付する場合に納付すべき額）を告示するものとする。

（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え）

第六条　平成二十六年改正法附則第十条第八項において国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
第一項各号に掲げる権限		政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限（以下この条において「後納承認の権限」という。）
の全部若しくは一部を行う		を行う
若しくは不適当		又は不適当
同項各号に掲げる権限の全部又は一部		後納承認の権限
第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部		後納承認の権限
又は前項		又は同項
するとき（次項に規定する場合を除く。）		するとき
第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部		後納承認の権限
又は第三項		又は同項
同項各号に掲げる権限		後納承認の権限
前各項		第三項、第四項及び前項
第一項各号に掲げる権限		後納承認の権限
同項各号に掲げる権限		後納承認の権限

（後納保険料の納付手続等）

第七条　平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定により後納保険料の納付の承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、国民年金後納保険料納付申込書に、国民年金手帳を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、後納保険料の納付の手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○総務省令第七十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十六日

総務大臣　山本　早苗